令和3年度職員団体との交渉結果(第3回確定交渉(部長2回目))

1. 交渉団体

滋賀県地方公務員労働組合共闘会議、滋賀県教職員組合、自治労滋賀県職員労働組合

2. 当局側出席者

総務部長、総務部次長、人事課長、他人事課員

3. 交渉日および場所

令和4年1月11日(火)11:30~12:15 危機管理センター会議室3・4

4. 内容

人事委員会勧告の実施、休暇制度、定年延長など

5. 交渉状況

職員団体	県
令和4年6月期で一時金を引き下げるのは公務	様々な現場で日々尽力されていることに改めて
員の働き方と賃金のあり方を曲げられていると指	感謝申し上げる。
摘する。一時金の削減を思いとどまってほしい。	しかしながら、一時金については人事委員会の
	勧告を尊重すべきことと国家公務員との均衡を図
	る観点から令和4年6月期の期末手当から0.15月
	引き下げることとし、その上で、令和3年12月期
	の引き下げ相当額を令和4年6月期の期末手当か
	ら減額して調整することとする。
	なお、会計年度任用職員については皆さんとの
	話し合いを踏まえ 0.15 月ではなく 0.05 月の引き
	下げとなる。
来年度に一時金を引き下げると色々と矛盾が出	今回の調整措置は、令和3年12月期の期末手当
てくると懸念する。新規採用職員や今年度末に退	の支給があった者について実施するものであり、
職する職員、再任用職員は調整措置の対象になる	新規採用職員については令和3年12月期に期末手
のか。	当を支給されていないため、調整の対象とはなら
	ない。また、今年度末に退職する職員については
	既に支給された期末手当の返還を求めることもし
	ない。新たに再任用職員となる職員については
	0.15月の調整となる。
会計年度任用職員については0.05月引き下げと	再任用職員の支給月数の考え方と同様に、制度
のことだが、月数の根拠は何か。	導入時の一般職員との支給月数の比率を維持する
	という考え方により算出している。
令和3年12月期の引き下げ相当額を令和4年6	今回の調整措置は、今後条例等の改正手続きを
月期の期末手当から減額して調整するのは不利益	経て令和4年6月期の期末手当を減額する将来に
不遡及の原則から言って矛盾が生じており、きわ	向かっての措置であり、直ちに不利益不遡及の原
めて不合理で禁じ手である。	則に反しないと認識している。すなわち、令和4

相当額という理屈を使って不利益遡及とならないということだが、実施時期という点については原則を逸脱している。他府県では12月期での引き下げが圧倒的に多いのに滋賀県は国家公務員準拠という部分を取っている。県独自の判断があっても良いのではないか。

年6月期の期末手当の計算において12月期の期末 手当の相当額を調整するということであり、遡及 して返還させるということではない。

結果として多くの県が12月期での引き下げを実施しているが、県としてもその選択肢があった中、国家公務員の状況を見たうえで12月期に引き下げたところよりも不利とならないようどういった配慮できるかを考えてきた。不利益遡及ではないかという不満は承知しているし、申し訳ないとも思っている。人事委員会勧告の趣旨を踏まえてこういった対応をせざるを得なかったことを理解いただきたい。

妊娠・出産・育児と仕事の両立支援に関する休暇制度の改善については頑張ってくれたと率直に評価している。

扶養手当について、国は子の手当額は 10,000 円である。他の手当の算出の基礎となる部分もあるので早急に改善してほしい。

人事委員会勧告がない中で単独での引き上げは 難しい。

定年延長について、55 歳超職員の昇給停止も含めベテラン職員への給与の抑制があると10年間も抑制されることになるのでベテラン職員の賃金が改善されなければならない。具体的な制度設計はこれからだが多様な働き方を保障してほしい。とりわけ高齢者部分休業は制度としてしっかり導入してほしい。定年延長の具体化に向けて、引き続き組合との継続的な協議を求める。

定年延長は重要なテーマであると認識している。高齢者部分休業も含め、多様な働き方を確保していく中でどういったものが必要なのか全体の制度設計を考える中であわせて考えていきたい。

人事評価について、コロナ禍での評価の不平等 感があり、評価をさらに細分化するという国の動 きもある。検証と見直しが必要であり、問題意識 を持って考えていきたい。 人事評価についてはコロナ禍で保健所等への兼 務が多い中、不平等感や適切に評価されていない のではないかという思いがあることを伺ってい る。評価者研修や運用状況をしっかり把握したう えで引き続き必要な見直しを検討していきたい。